

汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令 新旧対照条文
 ○ 汚染土壌処理業に関する省令（平成二十一年環境省令第十号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（汚染土壌処理業の許可の申請） 第二条 （略） 2 申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならぬ。 一 十九 （略） 二十 浄化等処理施設又はセメント製造施設にあつては、汚染土壌の処理に伴つて生じ、排出口（これらの施設において生ずる第四条第一号ヌ(1)から(6)までに掲げる物質、土壌汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号。次条第二号及び第五条第十六号ロにおいて「令」という。）第一条第七号、第十号、第十二号、第十四号、第十八号、第二十二号及び第二十四号に掲げる物質並びにダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。第四条第二号ロ(2)及び第五条第十六号ロ	（汚染土壌処理業の許可の申請） 第二条 （略） 2 申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならぬ。 一 十九 （略） 二十 浄化等処理施設又はセメント製造施設にあつては、汚染土壌の処理に伴つて生じ、排出口（これらの施設において生ずる第四条第一号ヌ(1)から(6)までに掲げる物質、土壌汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号。次条第二号において「令」という。）第一条第七号、第十一号、第十二号、第十四号、第十八号、第二十二号及び第二十四号に掲げる物質並びにダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。第四条第二号ロ(2)において同じ。）（以下「大気有害物質」と

において同じ。）」（以下「大気有害物質」という。）を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。以下同じ。）」から大気中に排出される大気有害物質の排出方法及び処理方法並びに大気有害物質の量の測定方法を記載した書類
二十一・二十二（略）

3
（略）

（汚染土壌の処理に関する基準）

第五条 法第二十二條第六項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一七（略）

八 分別等処理施設にあつては、第二溶出量基準に適合しない汚染土壌と当該汚染土壌以外の土壌とを混合してはならないこと。ただし、当該分別等処理施設に係る汚染土壌処理業の許可に係る申請書に記載した再処理汚染土壌処理施設がセメント製造施設のみである場合は、この限りでない。

九十五（略）

十六 浄化等処理施設又はセメント製造施設からの大気中への大気有害物質の排出については、次によること。

いう。）」を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。以下同じ。）」から大気中に排出される大気有害物質の排出方法及び処理方法並びに大気有害物質の量の測定方法を記載した書類
二十一・二十二（略）

3
（略）

（汚染土壌の処理に関する基準）

第五条 法第二十二條第六項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一七（略）

八 分別等処理施設にあつては、第二溶出量基準に適合しない汚染土壌と当該汚染土壌以外の土壌とを混合してはならないこと。

九十五（略）

十六 浄化等処理施設又はセメント製造施設からの大気中への大気有害物質の排出については、次によること。

イ (略)

ロ 排出口における前条第一号又(1)から(6)までに掲げる大気有害物質の量を三月に一回以上(一年間継続してイの規定に従って大気有害物質を排出している旨の都道府県知事の確認を受けたときは、一年に一回以上)、令第一条第七号、第十一号、第十二号、第十四号、第十八号、第二十二号及び第二十四号に掲げる大気有害物質並びにダイオキシン類(汚染土壌の処理に伴ってダイオキシン類を生ずる可能性のある施設から排出されるものに限る。)の量を一年に一回以上、同号又の環境大臣が定める方法によりそれぞれ測定すること。

十七(二十三) (略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

イ (略)

ロ 排出口における前条第一号又(1)から(6)までに掲げる大気有害物質の量を三月に一回以上(一年間継続してイの規定に従って大気有害物質を排出している旨の都道府県知事の確認を受けたときは、一年に一回以上)、大気有害物質(前条第一号又(1)から(6)までに掲げる大気有害物質を除く。)の量を一年に一回以上、同号又の環境大臣が定める方法によりそれぞれ測定すること。

十七(二十三) (略)